

防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	．．．．．	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）	．．．．．	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第七十号）	．．．．．	5
○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）	．．．．．	6
○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（抄）	．．．．．	7
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）（抄）	．．．．．	8
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）	．．．．．	9
○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）（抄）	．．．．．	10

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正）

第三十条 （略）

第三十一条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

「第一節 署名認証業務

第一款 署名用電子証明書（第三条

第二款 署名検証者等に対する署名

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書（

第二款 利用者証明検証者に対する

第三節 認証事務管理規程等（第三十

目次中 「第一節 電子証明書（第三条―第十六条）

第二節 署名検証者等に対する失効情報等の提供（第十七条―第十九条の三）」

を

―第十六条）

用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）

に、「第二十―第三十三条」を「第四十四条―第六十四条

第二十二―第三十五条）

利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六―第三十八条）

九―第四十三条）

「第四章 指定認証機関（第三十四条―第五十四条）

に、 第五章 雑則（第五十五条―第六十条）

を 「第四章 雑則（第六十五条―第七十二条）

第五章 罰則（第七十三条―第七十九条）」に改める。

第六章 罰則（第六十一条―第六十六条）

「

第一条中「電子署名」の下に「及び電子利用者証明」を加え、「地方公共団体の認証業務」を「地方公共団体情報システム機構（

以下「機構」という。）の認証業務」に、「電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名」を「電子署名及び電子利用者証明」に改める。

第二条第二項中「認証業務」を「署名認証業務」に、「利用者」を「署名利用者」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「当該利用者が」を「当該署名利用者が」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「当該利用者に係る」を「当該署名利用者の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置で、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同じの者であることを証明するものであって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

3 この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。
第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であって、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 署名認証業務

第三条の見出しを「（署名用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書（利用者署名検証符号が当該利用者に係る）」を「署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者の）」に改め、同条第三項中「利用者確認」を「署名利用者確認」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 住所都市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項において同じ。）その他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

第三条第五項中「住所都市町村長は」の下に、「前項の規定による記録をしたときは」を加え、「利用者確認をした」を「当該」

に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第六項中「都道府県知事は」を「機構は」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条の前に次の款名を付する。

(略)

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下この条において「旧公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書（以下この条において「電子証明書」という。）は前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により機構が発行した署名用電子証明書と、旧公的個人認証法第十四条に規定する発行者署名符号は新公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符号とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

2～10 (略)

附 則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二 (略)

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第百七十一号）
政令第百七十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項に規定する者（以下この条において「印鑑提出者」という。）は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができる期間

2 （略）

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 10 （略）

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2・3 （略）

（認定の基準）

第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。
 - 三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。
- 2 主務大臣は、第四条第一項の認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係る業務の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

2 この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置で、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

3 この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

4 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うために用いる符号（以下「署名利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該署名利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該署名利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

5 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

（署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

258 （略）

○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）（抄）

（業務の用に供する設備の基準）

第四条 法[※]第六条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項（以下「利用者署名検証符号」という。）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二〽五 （略）

※ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）